

中国総合通信局 平成 27 年度重点施策

～ ICT で地方創生 中国地方に元気を！～

I. ICT で元気をつくる

1) 放送コンテンツ海外展開による地域産業活性化の促進

中国地域の放送事業者・番組制作者と自治体や観光・物づくりなどの周辺産業との連携による、地方創生を目的とした放送コンテンツの海外展開の取り組みを支援し、コンテンツの流通を促進するとともに企業活動と地域産業の活性化を図ります。

2) 観光と ICT

観光や防災の拠点における来訪者や住民の情報収集等の利便性を高めるため、無料公衆無線 LAN の整備を促進していきます。

また、「グローバルコミュニケーション計画」の中心となる多言語翻訳技術について、中国地域の観光地や商業施設等での利活用を図ります。

3) テレワークの推進

地方への新しい人の流れを作るサテライトオフィス・テレワーク等の遠隔勤務を推進し、場所にとらわれない就業が出来る環境整備の促進を図っていきます。

4) ICT による地域発イノベーションの促進

- ① 研究開発委託事業（SCOPE）を通じて、独創性・新規性に富む研究開発の促進や地域貢献・地域社会の活性化を図るため、大学や中小・中堅企業が提案する地域の特色に応じた研究開発課題を支援し、ICT 分野の研究開発と地域課題の解決、地域産業の活性化を促進していきます。
- ② ベンチャー支援の専門家や産業支援組織等と連携・協働して、地域の産業発展や活性化等に繋がる起業や活動を支援していきます。
- ③ 大学・研究機関や企業の研究開発成果を地域に還元し、自治体や ICT 関連企業のニーズとのマッチングを図り、産学官連携による中国地域からのイノベーションを促進します。
- ④ 特に電波利用については、効率的な電波利用に関する技術の開発に加え、医療・福祉・農業・防災等の分野など、地域特性や独自の工夫による電波の利活用の促進に取り組みます。

II. ICT で便利なくらしをつくる

1) 街づくりと ICT

- ① ICT の一層の利活用により、地域が直面する医療・健康、農業・林業などの各分野の課題解決に貢献し、各地域の産業や行政の効率化・生産性の向上を通じて地域の活性化に資するため、ICT 利活用による街づくりに取り組む自治体等を支援していきます。
- ② 自治体が保有する公共データを開放し、民間企業などに活用を促すことで、地域住民へのサービス向上や地域経済の活性化を実現するため、自治体等のオープンデータの取り組みの促進を図っていきます。
- ③ 山陽新幹線全線での携帯電話の早期のエリア化や過疎地を含むより多くの地域で携帯電話の利用を可能とするなど、地域の通信基盤の整備を進めていきます。
- ④ わが国の行政の電子化を促進するための率先事例として無線局関係等の電子申請（届）の利用を促進してまいります。

2) 教育と ICT

教育の質の向上に有効な、教育分野における ICT の利活用（教育の情報化）の普及・促進を図っていきます。

Ⅲ. ICTで安心をまもる

1) 防災とICT

- ① 災害時における地域住民への情報提供を迅速かつ効率的に行える「Lアラート（災害情報共有システム）」の全県への導入及び情報伝達者（放送事業者、新聞社等）の参加の促進を図っていきます。
- ② 訪日外国人旅行者を含む来訪者や住民の情報収集等の利便性向上に向け、観光関連情報や災害関連情報等を確実に入手等することを可能とするため、観光や防災の拠点におけるWi-Fiステーション及びアクセスポイントを配備する事業を推進します。
- ③ 市町村から地域住民への情報伝達を行う多様な伝達手段の中でも中核的システムとしてデジタル同報系防災行政無線の整備・拡充をすすめていきます。
- ④ 自治体等で開催される合同防災訓練に参加し、災害対策用移動通信機器（簡易無線局、MCA無線、衛星携帯電話）や災害対策用移動電源車の無償貸与制度の周知等を行い、防災関係機関との一層の連携強化を図ります。
- ⑤ 近年各地で発生しているゲリラ豪雨や竜巻等の被害の軽減役立つと期待されている安価な小型気象レーダの制度化に向けた検討を行うとともに、これをはじめとして防災関連の各種技術開発も応援していきます。

2) ネットワークの強じん化等の促進

- ① 国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、災害時にもテレビやラジオの放送を継続するための予備電源設備や予備送信機等の整備、ラジオ補完中継局の整備、ケーブルテレビの伝送路の多重化・有線迂回路等の整備等を促進します。
- ② 災害に備え、中国地域の地方自治体における情報伝達の充実・強靱化のため、防災行政無線や消防救急無線のデジタル化を促進していきます。
- ③ 海難事故が多発していることから、特に小型船舶の安全な航行を確保するため、船舶共通システム（国際VHF）及び船舶自動識別装置（AIS）をはじめとする海上向け通信システムの普及促進を図ります。

3) 青少年の安心・安全なネット利用環境整備の促進

スマートフォンの普及を受け、インターネット空間上の違法・有害サイトやウィルスなどの様々なリスクやトラブルから守るため、各地域で関係者が広く連携し、安心・安全な使い方などリテラシーの促進を図っていきます。

4) 国民生活の安心・安全に直結した無線通信を妨害からまもる

- ① 国民の安心・安全な生活に密接に関係する重要無線通信に混信を与える不法・違法無線局を継続して探査・排除し未然防止を図ると共に、障害が発生した際は、その混信妨害源を迅速に排除していきます。
- ② 捜査関係機関と連携し不法無線局の取り締まりを実施するとともに移動監視などにより確認した不法・違法無線局について、告発を含め指導を強化していきます。
また、国民の皆様からの混信・障害のご相談についても迅速に対応していきます。
- ③ 電波を正しく理解・利用していただくため、「電波の安全性に関する説明会」の開催のほか、電波適正利用推進員による電波教室の開催などの協力を得ながら、周知啓発活動を実施していきます。
- ④ 「発射する電波が微弱と称される無線機器」の市場調査を行い、消費者保護の立場から、法令に適合しない無線機器の公表を行い、また、当該製造・販売業者に対して製造・販売自粛や改善等を求めています。